

金融機関との提携保証制度の取扱いを開始します。

令和4年8月22日より、金融機関と提携した保証制度「事業性評価コラボ保証」の取扱いを開始します。

制度概要は以下のとおりです。

【制度概要】

・ご利用できる方	：覚書を締結した金融機関が事業性評価を行っており、本件保証付融資と同時にプロパー融資を行うことが可能な個人、会社、医療法人
・保証限度額	：2億8,000万円
・保証期間	：15年以内（同時実行するプロパー融資の貸付期間は、保証付融資の1/2以上）
・貸付利率	：金融機関所定
・返済方法	：原則、均等分割返済
・保証料率	：年0.45%～年1.90%（別表）
・取扱金融機関	：約定締結金融機関であって、本保証に係る覚書を締結した金融機関

《特徴》

・申込金融機関から事業性評価に係る資料を提出していただきます。
・最長15年の取扱いが可能です。
・既存保証の借換えにより、返済負担の軽減が可能です。
・一定の条件を満たす場合、無担保枠を拡大します。

（別表）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

○詳細は当協会、企画情報課にお問合わせください。

<お問い合わせ先>

岐阜市信用保証協会

TEL：058-265-4611